

I 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童、生徒に対して、当該児童、生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。【平成 25 年 9 月 28 日施行「いじめ防止対策推進法」より抜粋】

II 【いじめ防止に向けての基本的な考え方】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張させるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

III 【いじめの基本認識】

- ・ いじめはどの学校でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいないこと
- ・ いじめは人間として絶対にゆるされないという強い認識に立つこと
- ・ いじめ問題に対しては、被害者の立場に立った指導を行うこと
- ・ いじめ問題は、学校の在り方が問われる問題であること
- ・ 関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ・ いじめ問題は、家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること

IV 【具体的な取り組み】

1 いじめの未然防止について

（1）人権教育の充実

- ①全教育活動を通した人権教育を推進し、本校の人権尊重教育全体計画のもと実施し、いじめのない誰もが楽しいと思える学校づくりを推進する。
- ②いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、子供たちに理解させる。
- ③自他の良さを大切にし、相手を思いやる心を育てるために自己肯定感や自尊感情の育成を図り、居場所づくりやきずなづくりを行う。学校や学級が、子供にとって自分が必要とされていると実感でき、自己肯定感をもてる場にするため、縦割り班活動などで、一人一人の子供が活躍できる場を意図的に設定する。

（2）道徳教育の充実

- ①道徳の授業より、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防ぐ。
- ②子供たちの心が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等を触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

（3）体験教育の充実

- ①子供たちが、他者や社会、自然との直接的なかかわり、自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自ら気づき、発見し、体得する。

- ②障害支援施設「恵の園」との交流（福祉体験）や敬老会の方々と共に行うクリーン作戦などのボランティア体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。
- ③異学年交流、保、小、中連携などの交流等を計画的に実施し、人とのつながりを大切にする。

（４）コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ①日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる生活体験、社会体験を取り入れる。
- ②学級活動、保健指導等において、自尊感情や自己肯定感を高めるための取組みを行う。
（「リフレーミング」「自分や友達のいいところ見つけ」 など）

（５）保護者や地域の方へのはたらきかけ

- ①授業参観や保護者会などの場や、ホームページ、学校・学年だより等による広報活動を活用し、いじめ防止対策やその対応について啓発を行う。
- ②インターネットを使用する際のルールやモラルを指導し、啓発や研修を行い、インターネット上のいじめ予防を図る。また、平素から諸情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係諸機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

2 いじめの早期発見について

（１）正確な実態把握

- ①教職員の「いじめ」定義に対する共通理解の促進を図る。
- ②常に子供たちの様子に目を配り、初期段階のいじめを素早く察知する。事案発生が疑われる場合には、速やかに当事者や周りの子供からの情報収集をし、記録する。
- ③関係教職員と情報を共有し、事案について正確に把握する。その際、一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心がける。内容によっては、個別での話し合いや家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。
- ④いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。

（２）全ての教職員による子供の状況把握

- ①担任を中心に、子供たちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努める。
- ②一人一人に教職員の気づきを「いじめ対策委員会」につなげる仕組みの構築を図る。
- ③毎月の生活指導会議における情報の引継ぎや共有を徹底して行う。

（３）子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築

- ①スクールカウンセラーによる全員面談の実施(全学年)や、日常的に希望制により面談を行う。
- ②ふれあい月間で「いじめ発見のためのアンケート」の実施、分析、保存を行う。
- ③定期的に「外部相談機関の連絡先」を周知する。
- ④教職員と子供たちの信頼関係を形成し、日常生活の中で、子供たちが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

（４）保護者、地域、関係機関からの情報提供や通報

- ①面談、家庭訪問等を実施し、些細なことでも学校に相談できる体制を作る。
- ②学童や放課後こども教室職員、民生児童委員との連絡を密に取り些細な情報でも得られるようにする。

3 いじめの早期対応について

(1) 指導体制、方針決定

- ①問題を把握したら一人で抱え込まず、速やかに生活指導主任、管理職等に報告・相談をする。
- ②生活指導会議において情報を共有し、「いじめ対策委員会（校長・副校長・生活指導主任・スクールカウンセラー・関係職員・校長が必要とする職員）」において対応する教職員の役割分担を明確にし、組織として対応する。
- ③対応記録のファイリングを行う。
- ④対応の進捗状況を校内で共有し、これを解消・確認するまで続ける。

(2) 子供への指導・支援および保護者との連携

- ①いじめられた子供の保護に努め、心配や不安を取り除く。
- ②いじめた子供に対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を再認識させる。
- ③いじめ事案解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。
- ④保護者の協力を求め、学校との指導連携について十分に協議する。

(3) 重大事態につながらないようにするための対応

- ①継続的に指導及び支援を行う。
- ②スクールカウンセラー等を活用しながら、子供たちの心のケアに努める。
- ③心の教育・命の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。
- ④重大事態に発展した場合の対処法についても、十分に検討しておく。

4 重大事態への対処について

(1) 重大事態発生の判断

- ①教職員による重大事態の定義の確実な理解を図る。
- ②町教育委員会と校長の協議による迅速な重大事態発生の判断を行う。
- ③重大事態発生が確認された場合は、直ちに町教育委員会へ報告する。

(2) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援

- ①「いじめ対策委員会」を中心に組織的対応による安全確保を不安解消のための支援を行う。
- ②保護者への対応方針及び対応経過の説明を行う。
- ③スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した支援を行う。
- ④教育相談室(教育支援センター)等と連携した支援を行う。

(3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援

- ①いじめの行為に対する教職員の毅然とした指導。
- ②保護者への説明や協力関係の構築を行う。
- ③教職員、スクールカウンセラーなどによる更生への支援を行う。

(4) 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決

- ①保護者・PTAの協力体制による問題解決を図る。
- ②民生児童委員懇談会における情報交換を行い、地域との協力体制を構築する。